

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人杉村会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 熊本県熊本市中央区本荘 3 丁目 7 番 18 号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 32 年 3 月 30 日

(4) 設立登記年月日 昭和 32 年 4 月 8 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	杉村 勇輔	
理事	乾 誠治	
理事	西川 博	
監事	池永 成正	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	杉村病院	4310116431	熊本県熊本市中央区本 荘3丁目7番18号	一般病床 177 床
介護老人 保健施設	介護老人保健 施設のぞみ	4350180149	熊本県熊本市中央区本 荘3丁目7番18号	入所定員 74 名 通所定員 30 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年4月11日 役員報酬額改定の件
 令和6年4月22日 借入限度額設定の件
 令和6年6月24日 令和5年度決算承認の件

令和6年6月24日	臨時社員総会における「役員報酬額改定に関する件」についての承認決議を追認する件 就業規則・給与規程改定報告の件
令和6年8月13日	借入金の件
令和7年1月20日	借入限度額設定の件
令和7年3月7日	借入金の件 借入金の件
令和7年3月12日	令和7年度の事業計画及び収支予算の決定 理事の任期満了による改選及び監事の選任の件 当法人から株式会社 Cedar Village との金銭消費貸借契約及び業務取引の件

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

特になし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

特になし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式第一号

法人名 医療法人 杉村会

※医療法人整理番号

所在地 熊本県熊本市中央区本荘3丁目7番18号

貸 借 対 照 表

(令和7年 3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	2,470,334	I 流動負債	1,018,777
現金及び預金	1,019,996	買掛金	108,317
事業未収金	830,883	短期借入金	650,000
たな卸資産	42,235	未払金	241,618
前払費用	7,300	未払法人税等	2,228
短期貸付金	27,062	未払消費税等	2,480
立替金	8,492	仮受金	1,054
仮払金	341,533	預り金	13,078
未収入金	33,753		
未収利息	135,119		
役員従業員短期貸付金	1,230		
未収還付消費税	350		
預け金	22,381		
II 固定資産	5,380,389		
1 有形固定資産	4,770,335		
建物	1,535,422		
建物付属設備	1,112,464		
構築物	21,471		
医療用器械備品	554,040		
その他の器械備品	76,703		
車両及び船舶	16,861	II 固定負債	6,483,132
医療機器	94,440	長期借入金	6,450,377
土地	1,190,226	長期未払金	32,755
建設仮勘定	154,000		
一括償却資産	14,708		
2 無形固定資産	47,606		
電話加入権	1,384	負債合計	7,501,908
ソフトウェア	46,094		
水道施設利用権	128	純資産の部	
3 その他の資産	562,448	科 目	金 額
出資金	14,159	I 出資金	3,000
投資有価証券	166,871	II 積立金	312,017
事業保険	286,280	特別償却準備金	39,573
長期貸付金	26,300	繰越利益剰余金	272,444
奨学貸付金	52,904	III 評価・換算差額等	33,797
前払年金費用	15,935	その他有価証券評価差額金	33,797
		純資産合計	348,814
資産合計	7,850,723	負債・純資産合計	7,850,723

様式第二号

法人名 医療法人 杉村会
所在地 熊本県熊本市中央区本荘3丁目7番18号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

損 益 計 算 書
(自 令和6年 4月 1日 至 令和7年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		4,592,426
2 事業費用		
(1)事業費	4,442,174	
(2)本部費	0	4,442,174
本来業務事業利益		150,252
事業利益		150,252
II 事業外収益		
受取利息	267	
その他の事業外収益	64,366	64,633
III 事業外費用		
支払利息	126,625	
その他の事業外費用	907	127,532
経常利益		87,353
IV 特別利益		
損害賠償金	51,639	51,639
V 特別損失		
固定資産除却損	5,271	5,271
税引前当期純利益		133,721
法人税・住民税及び事業税	21,688	
法人税等調整額	0	21,688
当期純利益		112,032

様式第三号

法人名 医療法人 杉村会
所在地 熊本県熊本市中央区本荘3丁目7番18号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和7年 3月31日現在)

1. 資 産 額	7,850,723 千円
2. 負 債 額	7,501,908 千円
3. 純 資 産 額	348,814 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	2,470,334
B 固 定 資 産	5,380,389
C 資 産 合 計 (A + B)	7,850,723
D 負 債 合 計	7,501,908
E 純 資 産 (C - D)	348,814

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式第四号

法人名 医療法人杉村会
所在地 熊本県熊本市中央区本荘3丁目7番18号

※医療法人整理番号

純資産変動計算書
(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日)

(単位:千円)

	基金 (又は出資金)	積立金			評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
		特別償却準備金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
令和 6年 4月 1日 残高	3,000	0	199,985	199,985	60,759		60,759	263,744
会計年度中の変動額								
特別償却準備金の積立		39,573	-39,573	0				0
当期純利益			112,032	112,032				112,032
その他有価証券評価				0	-26,961		-26,961	-26,961
会計年度中の変動額合計	0	39,573	72,459	112,032	-26,961		-26,961	85,071
令和 7年 3月 31日 残高	3,000	39,573	272,444	312,017	33,797		33,797	348,814

様式第五号

法人名 医療法人杉村会

※医療法人整理番号

所在地 熊本県熊本市中央区本荘3丁目7番18号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	2,832,103	171,167	0	3,003,270	1,467,848	48,601	1,535,422
	建物付属設備	1,760,163	550,648	5,481	2,305,330	1,192,866	81,781	1,112,464
	構築物	75,779	14,943	0	90,722	69,252	1,428	21,471
	医療用器械備品	739,299	421,869	79,538	1,081,630	527,589	147,340	554,040
	その他の器械備品	571,652	58,778	381,407	249,023	172,320	26,638	76,703
	車両及び船舶	27,327	13,429	8,230	32,527	15,666	3,607	16,861
	医療機器	0	346,582	9,611	336,970	242,531	63,525	94,440
	土地	1,190,448	0	222	1,190,226	0	0	1,190,226
	建設仮勘定	476,686	642,064	964,750	154,000	0	0	154,000
	一括償却資産	36,436	17,809	0	54,245	39,537	15,164	14,708
	計	7,709,896	2,237,289	1,449,239	8,497,943	3,727,609	388,084	4,770,335
無形 固定 資産	電話加入権	1,384	0	0	1,384	0	0	1,384
	ソフトウェア	152,029	28,824	0	180,854	134,760	13,635	46,094
	水道施設利用権	0	132	0	132	4	0	128
	計	153,413	28,956	0	182,370	134,764	13,635	47,606
その 他の 資産	出資金	14,273	450	564	14,159	0	0	14,159
	投資有価証券	176,766	53,863	63,759	166,871	0	0	166,871
	事業保険	262,855	25,782	2,357	286,280	0	0	286,280
	その他固定資産	62,084	44,361	11,306	95,139	0	0	95,139
	計	515,978	124,456	77,986	562,448	0	0	562,448

建物 増加 新屋敷ゲストハウス 87,048千円

医療用器械備品 増加 超電導磁気共鳴画像診断装置 153,557千円、SmartOath to dstream for 3.0T 104,607千円

建設仮勘定 増加 既存改修他第4期工事 154,000千円

様式第六号

法人名 医療法人杉村会

所在地 熊本県熊本市中央区本荘3丁目7番18号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

引 当 金 明 細 表

[illegible]

様式第七号

法人名 医療法人杉村会
所在地 熊本県熊本市中央区本荘3丁目7番18号

※医療法人整理番号

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	4,360,000	650,000	1.900%	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	134,342	376,998	1.844%	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	1,591,984	6,073,379	1.844%	令和16年-令和36年
その他の有利子負債				
合 計	6,086,326	7,100,377	—	—

（注 1）長期借入金の貸借対照表日後、5年内における1年ごとの返済予定は以下のとおり。

	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
長期借入金返済予定額 (千円)	376,998	409,164	797,713	340,039	397,361

様式第八号

法人名 医療法人杉村会
所在地 熊本県熊本市中央区本荘3丁目7番18号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計	0	0

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
【株券】九州フィナンシャルグループ	70,000 株	51,513
【株券】第一生命ホールディングス	3,900 株	17,674
【株券】ANAホールディングス	1,000 株	2,759
【投資信託】eMAXIS 新興国リートインデックス	1,051,825 口	1,190
【投資信託】eMAXIS Slim 全世界株式（オール・カントリー）	3,268,507 口	8,360
【投資信託】eMAXIS Slim 先進国リートインデックス	783,338 口	1,169
【投資信託】SBI・V・全米株式インデックス・ファンド	3,217,668 口	5,574
【外国債券】トレジャリーストリップス	1,302,000 USD	63,200
【外国証券】SPDR GOLO SHARES	70 株	3,015
【外国証券】WT IMDIA EARMING	120 株	784
【外国証券】VNG HI DIV YIELD	290 株	5,591
【外国証券】COCA COLA CO.	230 株	2,462
【外国証券】ATA&T INC.	50 株	211
【外国証券】ISHAEES 20YR TR	100 株	1,361
その他	-	2,000
計		166,871

様式第九の一号

法人名 医療法人杉村会

※医療法人整理番号

所在地 熊本県熊本市中央区本荘3丁目7番18号

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材 料 費	949,170		949,170			949,170
給 与 費	2,124,146		2,124,146			2,124,146
委 託 費	118,918		118,918			118,918
経 費	1,249,938		1,249,938			1,249,938
売 上 原 価	0		0			0
その他の事業費用	0		0			0
計	4,442,174		4,442,174			4,442,174

法人名 医療法人 杉村会

※医療法人整理番号

所在地 熊本県熊本市中央区本荘3丁目7番18号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近親者	杉村 邦明	会社役員	当法人理事長の 近親者	貸付金	-	仮払金・長期貸付金	334,574
役員の近親者	杉村 邦明	会社役員	当法人理事長の 近親者	貸付金利息	-	未収利息	132,055

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 杉村会

理事長 杉村 勇輔 殿

私（注１）は、医療法人杉村会の令和６年会計年度（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 6 月 23 日

医療法人 杉村会

監事



（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

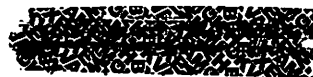
独立監査人の監査報告書

令和7年6月23日

医療法人 杉村会
理事会 御中

吉永公認会計士事務所
熊本県熊本市

公認会計士



監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人杉村会の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間

に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監

査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上